

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年九月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、五七六
広島市東区	三二、三〇一
広島市南区	三七、九〇二
広島市西区	四九、九九五
広島市安佐南区	六〇、九九二
広島市安佐北区	四〇、九七二
広島市安芸区	二一、二三二
広島市佐伯区	三六、七六八
呉市	六五、五五〇
竹原市豊田郡	一〇、一五七
三原市世羅郡	三二、八七三
尾道市	三九、八九八
福山市	一二五、八九〇
府中市神石郡	一四、六〇五
三次市	一五、二四二
庄原市	一〇、八五三
大竹市	七、九〇五
東広島市	四七、六三〇
廿日市市	三一、八七一
安芸高田市	八、五一四
江田島市	七、三三六
安芸郡	三一、五九四
山県郡	七、三六三